

狭山事件・石川一雄さんの無実を訴えています えん罪53年〜いまこそ再審開始を！

**無実を示す新事実！証拠の万年筆は被害者のものではなかった！ねつ造は明らか！
東京高裁は鑑定人の尋問をおこない、再審開始を！ 検察官は証拠の開示を！**

半世紀以上も無実を叫びつづけている人がいます。石川一雄さん（77歳）です。1963年5月1日に埼玉県狭山市でおきた女子高校生殺害事件、いわゆる狭山事件で犯人とされた石川さんは、無実を訴え続け、再審（裁判のやり直し）を求めています。石川さんは31年7ヶ月もの獄中生活を余儀なくされ、仮出獄後もえん罪を訴え、弁護団とともに3回目の再審請求を東京高裁に申し立てています。

この間、足利事件、布川事件で、検察庁が隠し持っていた証拠の開示によって無実の証拠が発見され、再審で無罪となりました。袴田事件でも証拠開示で明らかになった新事実によって再審開始決定が出されました。

狭山事件でも第3次再審で逮捕当時に石川さんが書いた上申書や取り調べ録音テープが開示され、筆跡の違いや自由のウソなどをつぎつぎと無実の新証拠が発見されています。先日も有罪証拠の万年筆が被害者のものではなかったことが、インクの科学的な鑑定で明らかになりました。しかし、狭山事件では事実調べが42年もおこなわれず、鑑定人尋問もされていません。まだまだ多くの証拠が検察庁には眠っています。

このような不正が放置されることは、私たち市民一人一人に関わることです。検察はすべての証拠を開示し、東京高裁は一日も早く、公正な裁判をやりなおすべきです。世論を高めるため、みなさまの、ご支援をよろしくお願いします。

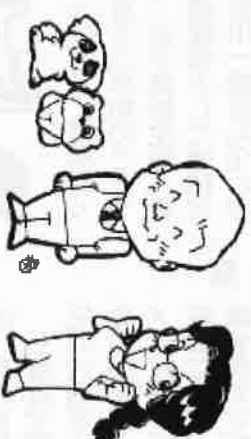


イラスト 石坂啓

部落解放同盟京都市協議会 議長 宮崎茂

京都市北区小山下総町 5-1 京都府部落解放センター内

TEL 075-415-1041 <http://www.kyotoshikyoo.com/>

「被害者の万年筆でない」

狭山事件 弁護団が意見書

狭山市で1963年に女子

高校生が殺害された狭山事件の第3次再審請求で、石川一雄さん(77)が無期懲役確定、仮釈放の弁護団は29日、石川さんの自宅で見つかった万年筆が「被害者のものではない」と改めて主張する意見書を、専門家の鑑定書とともに東京高裁に提出したと明らかにした。

弁護団によると、確定判決は、石川さんの供述通りに万年筆が見つかったことなどを「秘密の暴露」と認定し、有罪の根拠の一つとしていた。弁護団は第一、2次再審請求でも万年筆が被害者のものではないと主張。裁判所はインクについて被害者が使っていたものと違っていると認めたが「別のインクを補充した可能性がある」と退けていた。

今回提出した専門家の鑑定書では、万年筆に別のインクを補充した場合、元のインクが微量でも残っているはずなのに、警察の事件当時の鑑定では検出されていないと指摘している。

■狭山事件、弁護団が「新証拠」

1963年に埼玉県狭山市で女子高校生(当時16)が殺害された「狭山事件」で、無期懲役が確定して服役し、仮釈放された石川一雄さん(77)の第3次再審請求書の3者協議が29日、東京高裁であった。終了後に弁護団は、石川さん宅から見つかった万年筆が「被害者のものではない」とする新証拠を東京高裁に提出したことを明らかにした。

確定判決で万年筆は、石川さんの自白に基づいて発見されたと認められた。弁護側はこの万年筆のインクが被害者が使っていたものとは違うと主張。だが過去2回の再審請求書では、友人のインクを補充した可能性があるなどとして、「万年筆は被害者のもの」とした確定判決が維持された。

弁護側は今回、違うインクを補充した場合でも、元のインクの痕跡が残るとした専門家の検証実験結果を提出。過去の警察の鑑定では、違うインクが入っていたとする結果が出たが、元のインクが残っていることを示す特徴が出ていなかったという。弁護団は「インクを補充した可能性が否定され、万年筆が被害者のものではないことが明らかになった」としている。

毎日新聞(16年8月30日)

狭山事件で 新証拠提出

弁護側・万年筆鑑定
埼玉県狭山市で1963年、女子高校生が殺害された「狭山事件」で無期懲役が確定した石川一雄さん(77)の仮釈放中の第3次再審請求で、弁護側は29日、事件後に石川さんの自宅から見つかった万年筆に関する鑑定結果を東京高裁に新証拠として提出したことを明らかにした。

万年筆は被害者の持ち物と認定され、有罪判決を支える重要な証拠になった。弁護側はこの万年筆に入っていたのと同種のインクなどを用いた実験を実施。その結果を基に、被害者が事件当日に書いた文字と石川さん宅の万年筆のインク成分が異なり、インクが入れ替えられた可能性もないとして、「万年筆は被害者ではなく別人の物だった。再審を直ちに開始すべきだ」と主張している。

【近松ト太郎】

2016年(平成28年)9月6日(火曜日)

東京

本音の コトバ



また とい
鎌田 慧

二カ月前に置かれていて、十数人の捜査官が二度にわたって捜索してなお、発見されなかった。三度目で発見したとき兄の六造さんと呼んだ。兄の不審そうな表情をカメラが収めている。重要証拠なのに、素手で万年筆を握らせている。証拠保全よりも、兄も発見現場にいたという状況証拠づくろいというのが、わたしの疑惑だった。

インクの証明

そのあとインクが導くことが判明したが、再審棄却決定は被害者が郵便局でインクを補充したとの推論に依拠していた。最近になって被害者のインク瓶が開示された。万年筆に導くインクを補充した場合でも、元のインク瓶のインクの色は微量でも検出されるはずだが、それがなく、この専門家の鑑定結果がたされた。(ルポライター)